## 議案第45号

# 湯河原町温泉事業条例の一部改正について

湯河原町温泉事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

## (提案理由)

温泉事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり継続して安定的なサービスを提供していくため、温泉使用料金等の改定について、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町温泉事業条例の一部を改正する条例

湯河原町温泉事業条例(昭和36年湯河原町条例第13号)の一部を次のように 改正する。

第8条第2項第1号中「9,340円」を「10,340円」に改め、同項第2号中「10,310円」を「11,310円」に改め、同項第3号中「11,270円」を「12,270円」に改める。

第26条の表中「98円」を「107円」に、「160円」を「174円」に、「249円」を「271円」に、「343円」を「374円」に、「386円」を「421円」に、「413円」を「450円」に、「49円」を「53円」に、「80円」を「87円」に、「19,340円」を「21,080円」に、「22,290円」を「24,300円」に、「25,070円」を「27,330円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(温泉買上料に関する経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、令和8年4月1日以後の計量に係る温泉買上料について適用し、同年3月31日までの計量に係る温泉買上料については、なお従前の例による。

(温泉使用料金に関する経過措置)

3 改正後の第26条の規定は、令和8年4月のメータの点検日後の配湯に係る 温泉使用料金について適用し、当該メータの点検日までの配湯に係る温泉使 用料金については、なお従前の例による。

備考

(温泉買上料)

### 第8条 (略)

2 1月の温泉買上料基準額は、次に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第 1号に規定する税率及び当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する 税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。) に1を加えた率を乗じて得 た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

行

玥

- 毎分時 1.8リットル当たり 9,340円 (1) 権利温泉
- (2) 保証貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり 10,310円
- (3) 臨時貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり 11,270円

(使用料金)

第26条 温泉使用料金は、1月につき次の表により計算した額に、消費税率等に1を加えた率を 第26条 温泉使用料金は、1月につき次の表により計算した額に、消費税率等に1を加えた率を 乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、休業又は一時中止の場合で も、基本料金は納入するものとする。

### 温泉使用料金

区分		従量制	使用料金	定量制使用料金			
	基本料金	(配湯持	使用料1	超過料金	基本料金	(配湯持	使用料1.8
	分量1立方メー		立方メー	1 立方メ	分量1立方メーリ		リットル毎
	トルにつき)		トルにつ	ートルに	トルにつき)		分時当たり
	営業	一般	き	つき	営業	一般	につき
権利配湯使	98円	160円	249円	413円	49円	80円	19,340円
用料							
保証貸与配	98円	160円	343円	413円	49円	80円	22, 290円
湯使用料							
臨時貸与配	98円	160円	386円	413円	49円	80円	25,070円
湯使用料							
施設使用配		(略)		413円		(略)	
湯料		(百年)				(中台)	

# 備考

(略) 1

3 (略) (温泉買上料)

### 第8条 (略)

2 1月の温泉買上料基準額は、次に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第 1号に規定する税率及び当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する 税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得 た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

改 正 後

- 毎分時 1.8リットル当たり 10,340円 (1) 権利温泉
- (2) 保証貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり 11,310円
- (3) 臨時貸与温泉 毎分時 1.8リットル当たり 12,270円 (使用料金)

乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、休業又は一時中止の場合で も、基本料金は納入するものとする。

### 温泉使用料金

区分		従量制	使用料金	定量制使用料金			
	基本料金	(配湯持	使用料1	超過料金	基本料金	(配湯持	使用料1.8
	分量1立方メー		立方メー	1立方メ	分量1立方メー		リットル毎
	トルにつき)		トルにつ	ートルに	トルにつき)		分時当たり
	営業	一般	き	つき	営業	一般	につき
権利配湯使	107円	174円	271円	450円	53円	87円	21,080円
用料							
保証貸与配	107円	174円	374円	450円	53円	87円	24, 300円
湯使用料							
臨時貸与配	107円	174円	421円	450円	53円	87円	27, 330円
湯使用料							
施設使用配	(略)			450円	(略)		
湯料	(\mu )				(四)		

## 備考

(略) 1

3 (略) 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
  - (温泉買上料に関する経過措置)
- 2 改正後の第8条の規定は、令和8年4月1日以後の計量に係る温泉買上料について適用し、 同年3月31日までの計量に係る温泉買上料については、なお従前の例による。
  - (温泉使用料金に関する経過措置)
- 3 改正後の第26条の規定は、令和8年4月のメータの点検日後の配湯に係る温泉使用料金につ いて適用し、当該メータの点検日までの配湯に係る温泉使用料金については、なお従前の例に よる。